

# 国保だより

第148号  
平成31年4月11日発行

**\* こんなときは忘れずに届出をお願いします \***

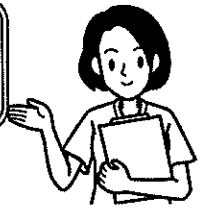
世帯主又は世帯員が国保の加入・脱退をする場合、14日以内に国保担当窓口へ届出をしてください。

こんなとき		届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	● 転出証明書 ● 印鑑 ※世帯主に変更が生じる場合は世帯全員の被保険者証も必要です。 ※70歳以上75歳未満の方は負担区分等証明書（前住所地で発行したもの）
	職場の健康保険をやめたとき	● 職場の健康保険の資格喪失証明書又は退職証明書 ● 印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	● 被扶養者でなくなった証明書 ● 印鑑
	子供が生まれたとき	● 印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書 ● 印鑑
	外国籍の人が加入するとき	● 在留カード
国保を脱退するとき	ほかの市区町村へ転出するとき	● 被保険者証 ● 印鑑
	職場の健康保険に加入したとき / 職場の健康保険の被扶養者になったとき	● 国保と職場の健康保険の両方の被保険者証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの） ● 印鑑
	死亡したとき	● 亡くなった方の被保険者証 ● 印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	● 被保険者証 ● 印鑑
被保険者証の内容の変更	住所・世帯主・氏名・世帯などが変わったとき	● 被保険者証 ● 印鑑
その他	被保険者証を紛失したとき	● 印鑑
	修学のため子供が親元を離れ、市外に転出するとき	● 被保険者証（転出先の住所に変更したい場合） ● 印鑑 ● 在学証明書

※届出には世帯主及び対象者のマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。  
マイナンバーカード又はマイナンバーのわかる書類と本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。  
同一世帯員以外の方が届出をする場合は世帯主からの委任状と委任された方の本人確認書類が必要となります。  
※被保険者証の窓口交付には本人確認書類が必要となります。  
また、転入での加入の場合は、本人確認書類の有無に関わらず郵送させていただきます。

平成31年度の特定健康診査は**5月13日(月)**から始まります  
 特定健診は治療中の人も含め**40~74歳**までの人が対象になります。

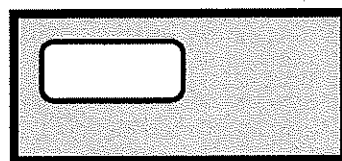
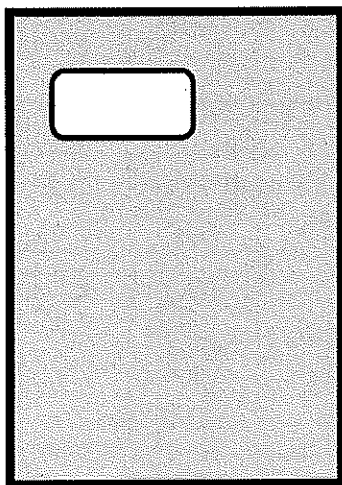
(「平成」は新元号で読みかえてください。)



平成31年度 特定健診	
対象者	千葉県国民健康保険加入者のうち <b>40歳~74歳</b> 昭和20年1月1日~昭和55年3月31日生
健診期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>集団健診</b>*1 平成31年5月~8月までの19日間</li> <li>●<b>個別健診</b>*2 平成31年5月13日(月)~平成31年8月31日(土)</li> </ul> ※健診の日程は4月下旬に発送する受診券を確認してください。
健診受診料	500円(市県民税課税者がいない世帯に属する人及び70歳以上は無料)
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>基本的な特定健康診査項目</b> 身体測定、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査、診察</li> <li>●<b>富津市独自追加検査項目</b> 腎機能検査クレアチニン(eGFR)、尿酸、貧血検査</li> </ul> 集団健診では、希望者に別途自己負担金1,200円で心電図検査を実施します!! 個別健診では、実施しません。 (消費税増税にともない、料金に変更となる場合があります。)
その他	受診券は4月下旬に発送する予定です 集団健診では結核・肺がん検診(胸のレントゲン)、若年健診、肝炎ウイルス検診、風しん抗体検査も同時に実施します。各健(検)診の日程は4月の世帯回覧でお知らせします。

※1・・・市役所や公民館などで実施する健診

※2・・・富津市、君津市、木更津市、袖ヶ浦市の健診協力医療機関で実施する健診



●受診券を送付する封筒のサイズが小さくなります。

健診の日程は、広報ふつつ5月号でもお知らせしますが、4月下旬に受診券を封書で個人通知します。

今年度から受診券郵送の封筒サイズが「角2(A4)」から「洋長3(A4横三つ折)」と小さくなりますので、注意して下さい。

お知らせ

過去3年連続して特定健診を受診している人に、減塩醤油を進呈します。

対象者には今年度の受診券送付の際に『引換券』を同封します。詳細については、『引換券』をご確認下さい。